

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院災害対策特別委員長提出2件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案は、豪雪地帯の現状にかんがみ、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例措置並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置を引き続き10年間講ずる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長田並胤明君から趣旨説明を聴取した後、質疑を行い、全会一致をもって可決した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案は、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定、東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成等について特別の措置を定めることにより、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とするものである。

委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長田並胤明君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

3月20日、村井防災担当大臣から災害対策の基本施策について所信を聴いた後、松下内閣府副大臣から平成14年度防災関係予算に関する概要説明を聴取した。

同月29日、質疑を行い、最近の山火事の発生状況とその対策、災害被害者の心のケア、治水対策、東海地震の強化地域の指定、災害避難情報の提供の在り方、アフガニスタン地震の状況と我が国の支援策、三宅島の復興支援策、災害援護資金弁済負担の緩和策等の諸問題が取り上げられた。

5月29日、東海地震等の災害及び防災対策に関し参考人から意見を聴取するとともに質疑を行い、東海地震の予知可能性、学校校舎の耐震診断費用、最近明らかになってきた地震発生メカニズムと東海地震想定震源域の見直し、大規模地震対策特別措置法の仕組みの根幹である予知システムの実効性、気象・動物等の異常現象と地震予知との関係、防災・救助における住民・企業・NPOと行政の連携、GPSによる地殻変動の観測、地震の切迫性の根拠、東海・南海・東南海地震の同時多発に備えた超広域的対策の必要性等の諸問題が取り上げられた。

6月5日、防災及び震災後の対策に関し参考人から意見を聴取するとともに質疑を行い、火山観測体制の問題点、大学の独立行政法人化に伴う今後の研究体制、桜島の火山特徴と今後の動向、火山との生活共存の在り方、津波予報の在り方、三宅島の終息しない火山ガスと帰島問題、実質的な防災意識の涵養の必要性、海外における防災対策の先進的事例、

富士山噴火の警戒の必要性、市民の災害対策への自発的取組等の諸問題が取り上げられた。

また、7月19日、村井防災担当大臣より平成14年台風第6号及び第7号に伴う大雨による被害の状況について報告を聴取した後、火山災害地域の住居移転促進、災害救助犬の支援施策、住宅地域における内水による洪水被害対策、高速自動車国道の雨水排水問題、三宅村村民に対する生活支援と住宅保全対策、台風第6号の河川被害に対する管理者の対応の違い、近年の水害発生状況の変化と行政への影響等をめぐる諸問題について質疑が行われた。

また、三宅島の災害対策に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年1月21日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年3月20日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 災害対策の基本施策に関する件について村井防災担当大臣から所信を聴いた。
- 平成14年度防災関係予算に関する件について松下内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成14年3月27日（水）（第3回）

- 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長田並胤明君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
(衆第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産
反対会派 なし
欠席会派 国連

○平成14年3月29日（金）（第4回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 最近の山火事の発生状況とその対策に関する件、災害被災者の心のケアに関する件、治水対策に関する件、東海地震の強化地域の指定に関する件、災害避難情報の提供の在り方に関する件、アフガニスタン地震の状況と我が国の支援策に関する件、三宅島の復興支援策に関する件、災害援護資金弁済負担の緩和策に関する件等について村井防災担当大臣、松下内閣府副大臣、奥山内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

災害対策

○平成14年5月29日（水）（第5回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 東海地震等の災害及び防災対策に関する件について参考人東京大学地震研究所教授島崎邦彦君、株式会社環境アセスメントセンター代表取締役塩坂邦雄君及び芝浦工業大学教授・東京大学名誉教授岡田恒男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年6月5日（水）（第6回）

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 防災及び震災後の対策に関する件について参考人岩手県立大学総合政策学部教授首藤伸夫君、京都大学防災研究所附属火山活動研究センター教授石原和弘君、株式会社ケーピー代表取締役森下慶子君及び財団法人兵庫県ヒューマンケア研究機構こころのケア研究所研究部長加藤寛君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月17日（水）（第7回）

- 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆第39号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長田並胤明君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第39号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年7月19日（金）（第8回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 平成14年台風第6号及び第7号に伴う大雨による災害について村井防災担当大臣から報告を聴いた。
- 火山災害地域の住居移転促進に関する件、災害救助犬の支援施策に関する件、住宅地域における内水による洪水被害対策に関する件、高速自動車国道の雨水排水問題に関する件、三宅村村民に対する生活支援と住宅保全対策に関する件、台風第6号の河川被害に対する管理者の対応の違いに関する件、近年の水害発生状況の変化と行政への影響に関する件等について村井防災担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 三宅島の災害対策に関する決議を行った。

○平成14年7月31日（水）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第7号）

【要旨】

本法律案は、豪雪地帯の現状にかんがみ、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例措置並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置を引き続き10年間講ずる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築を道府県が行うことができる期限を10年間延長する。
- 2 特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限を10年間延長する。
- 3 国及び地方公共団体は、利雪に関する研究開発の成果の普及の促進及び総合的な雪情報システムの構築の促進について適切な配慮をするものとする。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆第39号）

【要旨】

本法律案は、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定等について特別の措置を定めることにより、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣は、東南海・南海地震の地震防災対策を推進する必要がある地域を、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定する。
- 2 中央防災会議は、推進地域の指定があったときは、東南海・南海地震防災対策推進基本計画を作成する。
- 3 指定行政機関の長、指定公共機関、地方防災会議等は、推進地域の指定があったときは、東南海・南海地震防災対策推進計画として、防災業務計画、地域防災計画等において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定める。
- 4 推進地域内において津波に係る地震防災対策を講すべき者で、不特定多数の者が出入りする施設、鉄道事業等を管理、運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた東南海・南海地震防災対策計画を作成し、都府県知事に届け出る。
- 5 国は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努める。
- 6 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に努める。
- 7 国は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をする。
- 8 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。

【附帯決議】

東南海・南海地震は海溝型地震の中でも大規模であり、発生した場合において国民の生命、身体及び財産等に重大かつ広範な被害を及ぼすおそれがあることに鑑み、政府は、東南海・南海地震等に係る地震等防災対策の推進を図るために、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 東南海・南海地震に係る防災対策推進のための国・地方公共団体の組織体制の充実強化を図るとともに、必要な施策の速やかな実施に万全を期すること。
- 2 地震に関する観測・測量のための施設等の早急な整備を図るとともに、東南海・南海地震における地震予知の重要性に鑑み、予知に資する科学的な技術水準の向上に努めること。
- 3 東南海・南海地震において最も警戒をすべき津波災害については、緊急を要する危機管理の視点に立って、津波災害の特性について国民への周知徹底を図るとともに、定期的避難訓練の実施等に配慮すべきこと。
- 4 津波災害防止という視点に立ち、港湾整備事業等の速やかな実施、避難地、避難路等の避難施設の整備等、必要な施策を講ずること。
- 5 災害復旧を円滑かつスピーディーに推進するために、あらかじめハザードマップの整備や電子図面の整備等、復旧に必要な対策の強化に努めること。
- 6 災害の発生に際し、国民生活の生命線でもあるライフラインの復旧について国及び地方公共団体等は積極的に協調・協力すること。
- 7 他の海溝型地震についても同様の措置を講ずること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
7	豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案	災害対策特別委員長 田並 崑明君 (14. 3. 13)	14. 3. 13	14. 3. 14	14. 3. 25	14. 3. 27 可決	14. 3. 29 可決			14. 3. 14 可決
39	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案	災害対策特別委員長 田並 崑明君 (14. 7. 16)	7. 16	7. 16	7. 16	7. 17 可決 附帯	7. 19 可決			7. 16 可決

(注) 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

――三宅島の災害対策に関する決議――

平成12年7月の三宅島雄山の噴火から既に2年が経過しているが、依然として三宅村村民は避難生活を余儀なくされ、帰島の目途は立っていない。離島村民の2年近くに及ぶ全島的避難生活は、他の被災地域においても例を見ない。

この間、国、都及び村において様々な支援措置が講じられており、とりわけ都においては、独自の被災者生活再建支援金の支給を始め、保健衛生、住宅、農林水産業、中小企業、雇用・就業、就学等、諸般の分野で対策が講じられている。しかし、行政は、村民が各地に散在して生活しているため、その効率が低下し、村民は、長期に及ぶ避難生活から安定的な就労や進学が困難となり、生活の困窮と精神的な疲労はその度合いを増している。

三宅島においては、昨年以降、大量の降灰を伴う大規模な噴火は観測されておらず、火山性ガスの量は漸減の傾向にあり、昨年7月から村民の一時帰島も行われている。災害復旧工事の作業員のためのクリーンハウスが設置され、泥流や降灰の除去、砂防ダムの建設、幹線道路の整備等が進みつつあるが、村民にとって、家屋の修復、農地等の降灰の除去には多大な費用負担が必要である。電気、水道等のライフラインの復旧も進み、徐々に村の復興に向けて生活や産業の基盤が整備されつつあるが、この地での安住と生業の確保にはほど遠く、なお一層の整備の促進が必要である。

三宅島は、村民の故郷であり、生活の足場である。現在、帰島後に向けて村の復興計画が検討されているが、生活の目途が立たない限り、その足場を島外に求めざるを得ないという村民もあり、一刻も早い復旧、復興が求められている。しかし、村の財政基盤は脆弱であり、また、避難生活は更に長期化する懸念もあることから、国家的見地からの救済が必要であり、政府においては財政措置と行政施策に最大限の対応が要請される。

こうした状況を踏まえ、政府は、早急に島の復興と村民の生活の安定を図るために、都及び村と緊密な連携を図りつつ、左記の事項について積極的に施策を講じるとともに、順次予算編成に反映するよう努めるべきである。

- 1 村民の生活支援に際し、村民の意向を十分に踏まえた措置を講じるとともに、教育、就労、健康等のための相談体制の充実を図り、精神的ケアについても支援策を講じること。
- 2 災害支援におけるボランティアの果たす役割の重要性にかんがみ、NPO等との連携を図りつつ、ボランティア活動の環境整備に努めること。
- 3 被災者の避難が長期化していることにかんがみ、三宅島火山活動災害に係る特別立法の制定に向けた要望も踏まえつつ、生活支援に関する既存制度の弾力的運用及び拡充を図り、被災家屋の再建等のための円滑な措置等を含め更なる支援措置の実施について検討するとともに、帰島後の生活及び事業が速やかに再開できるよう被災者対策に万全を期すこと。
- 4 避難生活においては就労が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、公共事業における就業機会の優先確保、緊急地域雇用創出特別交付金事業の弾力的活用等の就業対策の充実に努めるとともに、島の本格的復興事業にできるだけ早く着手することにより雇用機

会の確保を図ること。

- 5 児童・生徒の円滑な就学・進学に資するよう教育資金の援助に特段の配慮を払うとともに、児童・生徒の意向、将来の動向をにらみながら島における教育体制の見直しについて早期にその方向性を示すこと。
- 6 村民にあっては帰島が当面の課題であることから、一時帰島に要する費用の軽減措置を講じるとともに、帰島時の村民の安全確保に万全の対策を講じつつ一時帰島での宿泊滞在が可能となるよう措置すること。

また、帰島プロセスの在り方について、段階的・部分的帰島の可能性を含め、専門家の協力を得ながら、広範な観点から検討すること。
- 7 活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域に指定されたことを踏まえ、村民の滞在型の一時帰宅及び本格的帰島に備えたクリーンハウスの早期設置を促進するとともに、本格帰島の時期を勘案しながら早急に避難施設緊急整備計画の下で道路、港湾、広場、各地区の退避施設等の整備を推進すること。
- 8 三宅島が地震防災対策強化地域に指定されることにも留意しつつ、火山との共存を図るという観点から防災しまづくりについて検討し、避難救援手段を確保するため、本格帰島の時期を勘案しながら道路、港湾等の施設を早急に整備すること。
- 9 三宅島の早期復興に向けて、ライフラインの復旧を確実にするとともに、交通アクセス及び産業基盤の整備を推進し、国、都及び村の役割分担の下で、観光関連業、農林水産業、商工業等を中心とする地域振興について各般にわたる方策を検討すること。
- 10 火山活動に関する研究機関相互の一層の連携を図ることにより火山研究の推進に努めるとともに、三宅島火山活動の監視・観測体制の充実強化を図り、正確で迅速な火山情報の提供を行うこと。

右決議する。